板橋区大規模小売店舗の出店に伴う生活環境保全のための要綱 (令和3年4月1日一部改正)

(目的)

第 1 条 この要綱は、板橋区(以下「区」という。)における大規模小売店舗の出店による影響を把握し、地域の生活環境を良好に保つための対応策を協議する手続きを定めることを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。
- (1)店舗面積 小売業(飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。以下同じ。) を営むための店舗の用に供される床面積をいう。
- (2)大規模小売店舗 一の建物であって、その建物内の店舗面積の合計が、1,000 平方メートルを超える店舗をいう。
- (3) 出店予定者 大規模小売店舗を新設(建物の床面積を増床し、または既存の建物の 全部もしくは一部の用途を変更することにより、大規模小売店舗となる場合を含む。 以下同じ。)する者(建物設置者)及び大規模小売店舗において小売業を営もうとする 者(小売業者)をいう。
- (4)区民 区内に住所を有する者、区内で事業所を営む者、区内の事業所に勤務する者 及び区内の学校に在学する者をいう。
- (5)近隣地域 出店予定地を中心として、原則半径200メートル以内の区内の地域をいう。

(出店予定者の責務)

第3条 出店予定者は、大規模小売店舗の設置及び事業の運営にあたり、地域のまちづく りとの調和を図るとともに、近隣地域の生活環境を良好に保つよう配慮をしなければな らない。

(出店予定者の届出)

- 第4条 出店予定者は、別表に掲げる事項を記載した大規模小売店舗出店に伴う生活環境 影響説明書(以下「生活環境影響説明書」という。)を、大規模小売店舗の新設をする 日の8月前までに区長に提出する。
- 2 出店予定者は、提出された生活環境影響説明書に変更があった場合は、速やかに変更届出書を提出する。
- 3 区長は、前2項の規定による届出があったときは、届出年月日及び縦覧場所を公告するとともに、生活環境影響説明書を当該公告の日から2月間、縦覧に供する。

(意見交換会の開催)

- 第5条 出店予定者は、前条第3項に規定する公告の日から1月以内に、近隣地域に存する 町会、自治会、商店会等の団体から意見交換の申出があった場合には、意見交換会を開催 する。
- 2 意見交換会の回数は、原則として1団体1回とする。
- 3 出店予定者は、区長に、意見交換会の開催日時、場所、意見交換の申出をした団体名を事前に報告するとともに、全ての意見交換会終了後、意見交換会の内容の記録を付した報告書を作成し、速やかに提出する。

(説明会の開催)

- 第6条 出店予定者は、生活環境影響説明書を提出した日から2月以内に、近隣地域の区民 に対して出店に関する説明会(以下この条において「説明会」という。)を開催する。
- 2 出店予定者は、生活環境影響説明書の内容について周知するとともに、当該出店に関し 理解を得られるよう努めなければならない。
- 3 出店予定者は、説明会の日時及び場所については、チラシの各戸配布等の方法により、 対象となる近隣地域の区民に周知するように努めなければならない。
- 4 出店予定者は、説明会の内容を記録するとともに、当該記録を付した報告書を作成し、 説明会終了後、速やかに区長に提出する。

(意見の提出)

- 第7条 区民は、生活環境影響説明書に基づく大規模小売店舗の出店が、生活環境に与える 影響についての意見を、第4条第3項に規定する公告の日から3月間、区長に提出する ことができる。
- 2 区長は、提出された意見書の写しを出店予定者に送付するものとする。

(出店予定者との協議)

- 第8条 出店予定者は、第5条の規定に基づき、意見交換を行った団体から第6条に規定する説明会の開催後、4週間以内に協議の申し入れがあったときは、申し入れをした団体と誠意をもって話し合い、地域の生活環境を良好に保つよう努力するものとする。
- 2 出店予定者は、協議の内容を記載するとともに、当該記録を付した報告書を作成し、説明会開催後、7週間以内に区長に提出する。

(意見の聴取)

第9条 区長は、必要に応じて区民及び関係行政機関から意見を聴取することができる。

(既存大規模小売店舗の取扱い)

第10条 この要綱を施行する日において、既に出店又はこの要綱を施行する日以後に出店 をする大規模小売店舗が、店舗面積を増加し又は閉店時刻を繰下げようとする場合は、 原則として本要綱を準用する。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほかは、必要な事項は別に定める。

付則

- 1 この要綱は、平成 12 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条は、平成 12 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律 (昭和48年法律第109号)第3条第1項に基づく届出がされている大規模小売店舗に ついては、この要綱は準用しない。ただし、第10条の規定についてはこの限りではない。

付則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

I 建築計画の概要

- 1 建物の設置者の氏名・住所、法人にあってはその代表者の氏名・住所
- 2 建物の名称及び所在地
- 3 用途指定、建ぺい率、容積率
- 4 敷地面積、建築面積、建物の構造、延床面積、各階別床面積
- 5 建築着工予定日、完成予定日
- 6 周辺案内図、建物の配置図、各階平面図

Ⅱ 店舗計画の概要

- 1 入居する大規模小売店舗の名称、代表者の氏名、本社所在地
- 2 営業計画(開店予定日、開店時刻、閉店時刻、年間休業日数、従業員数、延店舗面積、各階別店舗面積)
- 3 各階別取扱品目、取扱品目別年間販売予定額
- 4 来店者見込数(平日休日別)

Ⅲ 周辺地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保に係る事項

- 1 交通手段別来店者数予測(平日休日別徒歩・自転車・自動二輪車・自動車・バス・電車別来店者数予測と根拠)
- 2 駐車・駐輪台数予測(平日休日別、時間帯別予測台数)
- 3 駐車場の整備計画と交通対策
 - (1) 駐車場の位置、構造、面積、収容台数、運営方法(建物内、敷地内、敷地外別)
 - (2) 来客車両方向別台数予測
 - (3) 交通誘導計画、交通整理員の配備計画
 - (4) 来客車両を案内する経路
 - (5) 近隣における違法駐車対策の有無と理由
 - (6) 公道における駐車場への入庫待ち行列対策の有無と理由
 - (7) 来客車両が平均して最も多い曜日の対策の有無と理由
 - (8) 来客車両が特に増加することが予想される場合の対策の有無と理由
- 4 駐輪場の整備計画と交通対策
- (1) 駐輪場の位置、構造、面積、収容台数、運営方法(建物内、敷地内、敷地外別)
- (2) 交通誘導計画、交通整理員の配備計画
- (3) 近隣における違法駐輪対策の有無と理由
- 5 歩行者の利便確保と安全対策(一般歩行者、通学・通園児対策)
- 6 都内営業店舗の状況(多数ある場合は都内同規模3店舗程度) (名称、店舗面積、駐車・駐輪可能台数、平日休日時間帯別駐車・駐輪台数、渋滞発生状況と対策)
- 7 荷捌き施設の位置、面積、荷捌きを行うことができる時間帯、運行計画

IV 生活環境に対する配慮事項

- 1 業務交通量予測(納品車・配送車・廃棄物収集車等の車種及び重量、時間帯別台数と店舗周辺の出入経路)
- 2 騒音に係る事項
 - (1) 騒音発生源となる施設及び機器の配置状況
 - (2) 小売店舗の営業活動に伴う騒音対策の有無と理由
 - (3) 付帯設備及び付帯施設等(冷却塔、室外機、給排気口、駐車場等)における騒音対策の有無と理由
 - (4) 廃棄物・リサイクル対象物収集作業に伴う騒音対策の有無と理由
 - (5) その他騒音に関して区長が特に必要と認める事項
- 3 廃棄物等(事業系廃棄物及びリサイクル対象物)の保管・運搬・処理計画
- 4 大気汚染、臭気、照明、地域景観との調和、その他の生活環境に関する特記事項
- 5 敷地・建物に関する緑化の計画
- 6 東京都福祉のまちづくり条例等に基づく整備方針
- V その他区長が特に必要と認める事項

(宛先) 東京都板橋区長

建物設置者 住所(法人にあっては主たる事務所の所在地) 氏名又は名称(法人にあってはその代表者氏名)

電話番号

小売業者 住所(法人にあっては主たる事務所の所在地) 氏名又は名称(法人にあってはその代表者氏名)

電話番号

大規模小売店舗の出店に関する生活環境影響説明書

板橋区大規模小売店舗の出店に伴う生活環境保全のための要綱第4条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

届 出 事 項 別紙のとおり

(宛先) 東京都板橋区長

建物設置者 住所(法人にあっては主たる事務所の所在地) 氏名又は名称(法人にあってはその代表者氏名)

電話番号

小売業者 住所(法人にあっては主たる事務所の所在地) 氏名又は名称(法人にあってはその代表者氏名)

電話番号

大規模小売店舗の出店に関する生活環境影響説明書の変更届出書

板橋区大規模小売店舗の出店に伴う生活環境保全のための要綱第4条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

変更届出事項 別紙のとおり

(宛先) 東京都板橋区長

建物設置者 住所(法人にあっては主たる事務所の所在地) 氏名又は名称(法人にあってはその代表者氏名)

電話番号

小売業者 住所(法人にあっては主たる事務所の所在地) 氏名又は名称(法人にあってはその代表者氏名)

電話番号

大規模小売店舗の出店に関する意見交換会実施予定報告書

板橋区大規模小売店舗の出店に伴う生活環境保全のための要綱第 5 条第 3 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 意見交換の申出をした団体数
- 2 意見交換会の開催日時と場所

(宛先) 東京都板橋区長

建物設置者 住所(法人にあっては主たる事務所の所在地) 氏名又は名称(法人にあってはその代表者氏名)

電話番号

小売業者 住所(法人にあっては主たる事務所の所在地) 氏名又は名称(法人にあってはその代表者氏名)

電話番号

大規模小売店舗の出店に関する意見交換会実施報告書

板橋区大規模小売店舗の出店に伴う生活環境保全のための要綱第 5 条第 3 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

件

1 意見交換会を行った団体数

2 意見交換会の会議記録 別紙のとおり

(宛先) 東京都板橋区長

建物設置者 住所(法人にあっては主たる事務所の所在地) 氏名又は名称(法人にあってはその代表者氏名)

電話番号

小売業者 住所(法人にあっては主たる事務所の所在地) 氏名又は名称(法人にあってはその代表者氏名)

電話番号

大規模小売店舗の出店に関する説明会実施報告書

板橋区大規模小売店舗の出店に伴う生活環境保全のための要綱第6条第4項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 開催日時 平成 年 月 日 時 \sim 時
- 2 会 場
- 3 説明会の周知方法
- 4 説明者
- 5 参加人数 人
- 6 参加者名簿 別紙のとおり
- 7 会議記録 別紙のとおり

(宛先) 東京都板橋区長

住所(法人にあっては主たる事務所の所在地) 氏名

電話番号

(区内に住所を有しない場合は、営業又は勤務する事業所や 在学する学校の名称を記入)

住所 名称

大規模小売店舗の出店が生活環境に与える影響についての意見書

板橋区大規模小売店舗の出店に伴う生活環境保全のための要綱第7項の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

1 意見の対象となる大規模小売店舗

建物名称又は店舗名称建物又は店舗所在地

2 意見の要旨

3 意 見

別紙のとおり

意	見

(宛先) 東京都板橋区長

建物設置者 住所(法人にあっては主たる事務所の所在地) 氏名又は名称(法人にあってはその代表者氏名)

電話番号

小売業者 住所(法人にあっては主たる事務所の所在地) 氏名又は名称(法人にあってはその代表者氏名)

電話番号

大規模小売店舗に関する協議実施報告書

板橋区大規模小売店舗の出店に伴う生活環境保全のための要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 協議を行った店舗

名 称所在地

- 2 協議日時と場所
- 3 協議に立ち会った出席者側の者(肩書を記入)
- 4 協議内容と結果 別紙のとおり

(宛先) 東京都板橋区長

建物設置者 住所(法人にあっては主たる事務所の所在地) 氏名又は名称(法人にあってはその代表者氏名)

電話番号

既存大規模小売店舗に関する生活環境影響説明書

板橋区大規模小売店舗の出店に伴う生活環境保全のための要綱第4条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

届出事項 別紙のとおり